

●香川県告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第15号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年1月4日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町東小川字前場1439番の一部及び同地先農道・水路並びに1440番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.20メートル～4.48メートル  
延長 10.97メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。